

地域住宅計画及び事後評価について

「地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法」に基づいて、宮崎県及び下記市町村と共同で地域住宅計画を作成しました。

また、計画期間終了後に事後評価を行いました。

地域住宅計画とは

地域住宅計画は、地域の実情に応じた施策を推進するため、地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅の整備等に関して地方公共団体が定める計画です。

この計画に基づき実施される事業に対して、国から地域住宅交付金が交付されます。

また、地方公共団体は、計画期間終了後に取り組み状況等について事後評価を行います。

根拠法令：「地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法」
平成17年6月29日法律第79号

地域住宅計画及び事後評価の閲覧について

作成しました地域住宅計画及び計画期間終了後に行った事後評価は、下記の場所にて閲覧できます。

記

○作成主体：県及び30市町村

宮崎市、都城市、延岡市、日南市、小林市、日向市、串間市、西都市、えびの市、清武町、北郷町、南郷町、三股町、高原町、野尻町、国富町、綾町、高鍋町、新富町、西米良村、木城町、川南町、都農町、門川町、諸塚村、椎葉村、美郷町、高千穂町、日之影町、五ヶ瀬町

○閲覧場所 綾町役場 総務税政課

○閲覧時間 月曜日～金曜日
午前8時30分～午後5時（閉庁日を除く）

○問い合わせ先 綾町役場総務税政課消防管財係
電話 0985-77-1112
FAX 0985-77-2094
E-mail y.sakamoto@town.aya.lg.jp